

日本の少子化の現状と解決策

経済新人会 財政研究部 1 班 川副隼 佐藤美月 種吉創

目次

問題提起	1
現状分析	2
1) 結婚行動と少子化	2
2) 子育て支援政策の遅れ	4
3) 婚外子と少子化	4
4) フランスの家族政策	7
政策提言	12
参照文献	13

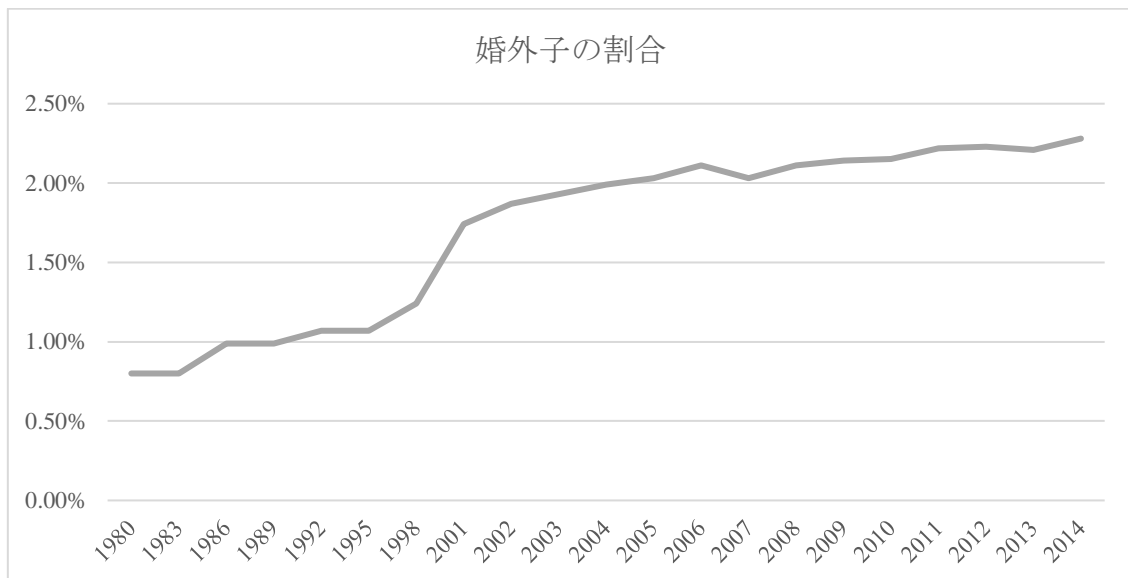
問題提起

現在の日本では少子化が進行している。1950 年代あたりから子どもの出生数は減少し、2014 年の合計特殊出生率は全国平均で 1.42 となってしまっている。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は 2.08 であるため、日本の人口減少に歯止めがかかるとはならない。この合計特殊出生率は 2030 年の 1.34 を経て、2060 年には 1.35 になると推測される。そして、2060 年には人口 1 億人を下回り、8674 万人になると推測されている。このように少子化が進行していくことで長期の人口減少へとつながっていく。人口減少の問題だけでなく、社会制度や経済も崩壊してしまう可能性が高い。現在の社会保障制度は、1995 年には約 5 人で 1 人の年金受給者を支えていたのが、2000 年には約 4 人で、2008 年には約 2.8 人になっている。そして 2020 年には 2.3 人で 1 人の年金受給者を支えていくことになるかと予測されている。一人に対する大きな負担がのしかかってくる状況で現状の社会保障制度を維持していくのは難しいだろう。少子化により生産年齢人口も徐々に減っていく。日本経済に与える影響も大きいだろう。以上のように、私たちはこの少子化によって引き起こされる問題は深刻だと考え、この少子化の現状と解決策について検討していく。

現状分析

日本の少子化については多くの原因が指摘されている。筆者は少子化問題について、結婚前と結婚後に時期を分け、二つの時点での少子化の原因の現状を分析した。

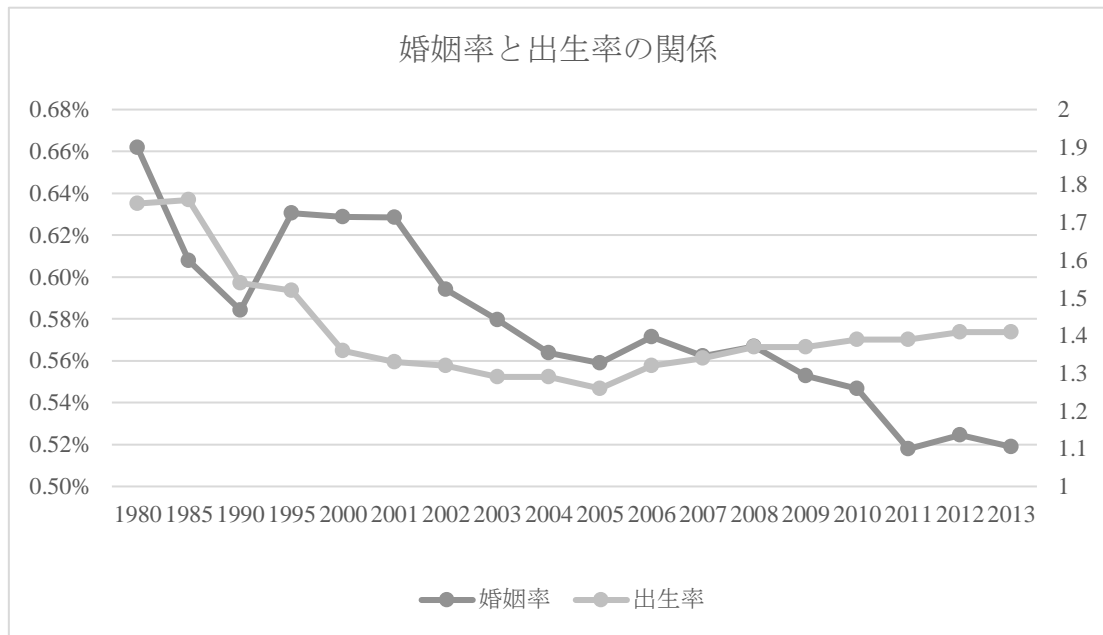
1) 結婚行動と少子化



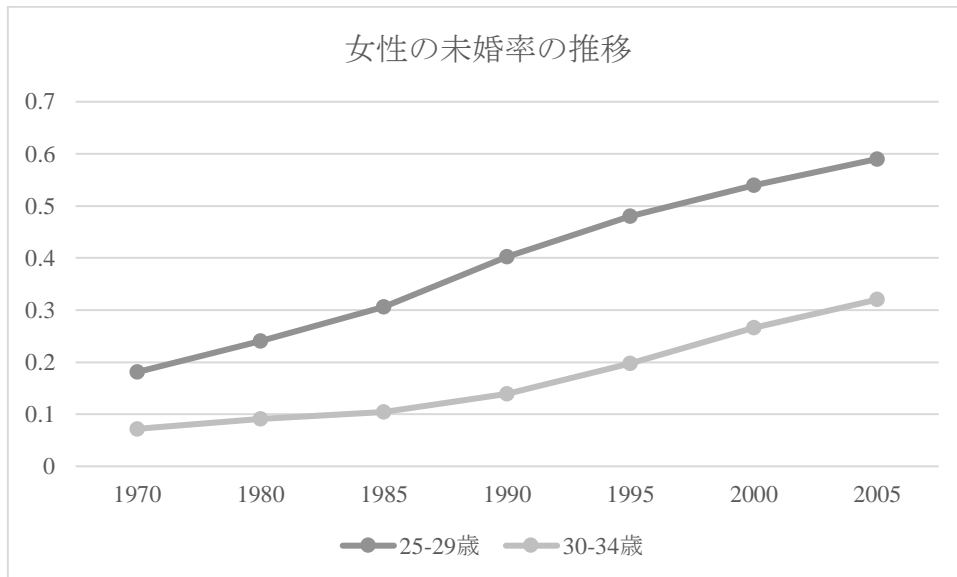
日本の出生行動は結婚行動と密接に結びついている。上の図は日本における非嫡出子（婚外子）の割合を示したものである。非嫡出子の割合は年々上昇しているが、2004年でも1.99%に過ぎない。これは北欧諸国などに比べるととても低い数字である。日本では非嫡出子は戸籍や相続上、嫡出子に比べて不利な立場に立たされることも多く、また非嫡出子に対する世間の理解も進んでいないため、現状のように低い数字であると考えられる。このことから、出生行動を考える上で、結婚行動についても検討する必要があると考えられる。

日本では、夫婦が持つと想定している子どもの数は、国立社会保障・人口問題研究所「出生基本動向調査」によると1982年の2.20人から2005年2.11人へと変化しているものの、その差はわずかである。この数字から考えられることは夫婦が望んだとおりに子どもを産めば、人口置換水準の2.08を上回り、少子化問題は発生しないといえる。

では、なぜ日本では少子化問題が発生するのだろうか。それは夫婦の数が減少しているためである。晩婚化・未婚化の進行により夫婦の数が減少しているため子どもの出生数は減少している。



上図のように、日本では婚姻率の低下に伴い、出生率も低下している。¹ このことから近年の少子化は婚姻率の低下が原因であると考えられる。また近年は出産適齢期とされる20代～30代の女性の未婚率が上昇している。



上図から読み取れるように、日本では明らかに晩婚化が進行している。上の図は全国平均であるが、東京都ではさらにひどく、2005年の未婚者の割合は25～29歳で70.1%、30～34

¹ 1990年代から2000年頃にかけて婚姻率が上昇したのは、いわゆる団塊ジュニア世代の婚姻数が増加したためである。また2009年頃から出生率が増加したのは団塊ジュニア世代の出産が増加したことが原因だと考えられる。

歳で 42.9%と全国平均のそれを 10%近く上回っている。

それに伴い平均初婚年齢も上昇している。2008 年女性の平均初婚年齢は 28.0 歳にまで上昇しており、一般に 35 歳程度までに出産するとした場合、それまでの期間は 7 年しかないことになる。日本のように結婚と出産が密接に結びつく場合には、平均初婚年齢の上昇は子どもを産む期間の減少を意味するのである。

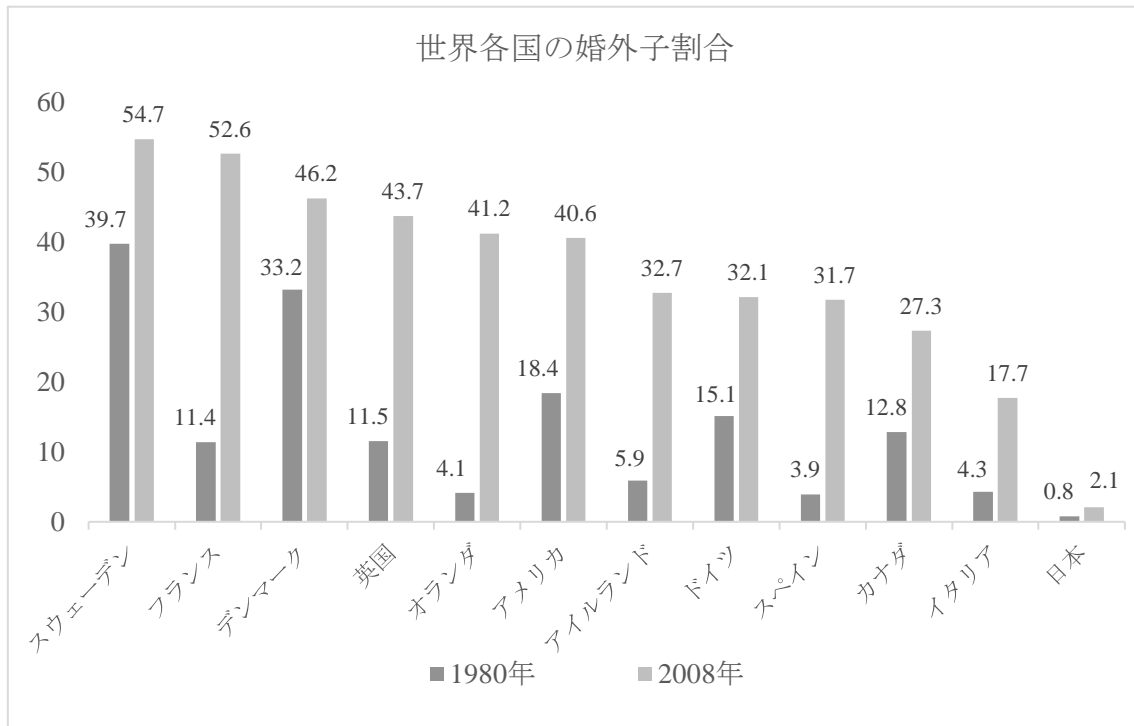
2) 子育て支援政策の遅れ

結婚数が増加すると、自動的に子どもの数の増加が見込めるわけではない。内閣府が行った「少子化に関する国際意識調査」によれば、夫婦の理想の子どもの人数は、平均で 2.3 人であるのに対し、実際にいる子どもの人数は 1.2 人である。そこで理想の人数よりも子どもの数が少ない夫婦に対して、今よりも子どもを増やしたいかという質問をしたところ、42.8%の夫婦が希望の数まで子どもを増やしたいと回答したのに対して、53.5%の夫婦が希望の数までは増やさない、増やせないと回答した。その子どもを増やさない理由についての質問に対しては男性、女性ともに、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高かった（男性：44.6%、女性：39.5%）。以上の調査から考察すると、夫婦が希望の子どもの人数を持つためには子育てにかかる費用を補助する政策が必要だと考えられる。

3) 婚外子と少子化

日本では晩婚化・未婚化の進行とともに少子化も進行している。しかし、日本と同様に晩婚化・未婚化の進む先進諸外国で日本ほどの少子化に見舞われていない国も多い。この原因にそのような先進諸国では婚外子の割合が多いことが関係しているのではないかと考えた。

下図から読み取れるように日本の婚外子割合は他の先進諸外国に比べて極めて少ないといえる。ここでは 2008 年の婚外子割合が二番目に高く 1980 年からの増加幅の最も大きいフランスについて分析し日本との比較を行う。



フランスでは1999年に連帯市民協約、通称PACSが定められた。在フランス日本国大使館によると、PACS（連帯市民協約）とは性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約のことである。手続きの手間などの面で法律婚ほどの重みは持たないが、以下の表のように遺産相続や社会保障など様々な面で婚姻夫婦とほぼ同様の権利が認められる。同様にPACSに基づくカップルの間の子どもが婚姻夫婦と比べて不利な立場に立たされることもない。制定された当初は同性愛者のカップルのための制度だという認識が強かったが、フランスは法律的な結婚や離婚の手続きに手間がかかるため男女のカップルにもPACS制度が浸透していき、現在のPACS法利用者の9割以上が男女のカップルになった。

(2007年時点)

① 財産法・家族法上の諸権利と諸義務

	婚姻夫婦	PACS 契約者	リーブル・ユニオン ²
共有財産	共有だが、婚前の契約により分有も可能	契約後は共有が原則 ただし婚姻と同様の分有も可能	共有はできない

² リーブル・ユニオン…同棲して事実婚状態にあるカップルのこと

賃貸契約	名義人が死亡した場合、自動的に配偶者に賃借権が移譲する	婚姻夫婦に同じ	法的な同棲(内縁)関係 ³ にある異性のカップルにのみパートナーに移譲
扶養義務	姻族への扶養義務あり	婚姻夫婦に同じ	なし
遺産相続	自動的に配偶者に相続権	遺言による(パートナーが遺言により相続人になった場合相続税は免除)	遺言による(相続税の税率は60%)
負債義務	債務額が不当または法外である場合、配偶者は連帯責任から減免される	婚姻夫婦に同じ	連帯負債義務はない

② 税制および社会保障上の諸権利

	婚姻夫婦	PACS 契約者	リーブル・ユニオン
税制優遇	子どもがいる場合の家族手当や配偶者控除などがある	婚姻夫婦に同じだが、契約後一年を経過してから適用	なし
社会保障	配偶者の社会保障に加入ができ、寡婦手当を受給できる	婚姻夫婦に同じ	なし
近接原則	配偶者と近接の職場で勤務することを申請できる	婚姻夫婦に同じ	法的な同棲(内縁)関係にある異性カップルのみ申請できる
休暇の同時取得	配偶者と有給休暇を同日に取得できる	婚姻夫婦に同じ	法的な同棲(内縁)関係にある異性カップルのみ申請できる

③ その他の義務と権利

	婚姻夫婦	PACS 契約者	リーブル・ユニオン
養子縁組	夫婦として養子縁組を結ぶことが可能	個人でのみ可能	個人での可能
人工生殖	可能	契約後2年経過した異性カップルのみ可能	不可能

³ 1992年に市民同棲契約(CUS)が定められ、同棲状態のカップルに対する社会的支援が整備された。

以上のことから 1980 年から 2008 年の婚外子割合の増加の要因は PACS 法によるものではないかと考えた。しかし、フランスにおける婚外子の割合は PACS 法成立以前の 1970 年代頃から徐々に上昇しており、PACS 法の影響によるとは考えにくい。フランスでは、女性の社会進出が進むに連れて養ってもらうために法律婚する必要がなくなり、同棲し事実婚状態になるカップルが増加していた。現時点でわかるのは、PACS 法ができる前からそもそもフランスで家族の定義が曖昧になっているという状況があったために、婚姻夫婦とほぼ同等の扱いになる点で PACS 法が広く受け入れられて婚外子割合の増加や出生率上昇の一助となった可能性があるということだけである。さらに、子どもができるとすぐに結婚するいわゆる“できちゃった婚”が多く、出生時の約 98%が嫡出子である日本で婚外子を推進するような政策を行っても効果はない可能性が高い。

4) フランスの家族政策

ここで視野を広げフランスの家族政策全体について分析し、先進国の中では高水準の出生率との関連について以下 4 つの観点から考察する。

- a) 充実した給付制度
- b) 多子家族に有利な税制
- c) 保育への多様な選択肢
- d) 仕事と育児の両立

a) 充実した給付制度

フランスは子どもを持つ家族への手厚い給付制度がある。基本となる児童手当であるフランスの家族手当と日本の子ども手当を比較しても、フランスは所得制限がなくその額も日本より高額である。またフランスは子どもの数が多いほど得するようなシステムになっており多子家族を奨励する理念が感じられる。他以下のように子育てを支援する給付が手厚い。

<一般的扶養給付>

	概要・目的	対象年齢	所得制限	詳細
家族手当	・基本となる児童手当 ・第 2 子以降の子どもが対象	20 歳未満	なし	・第 2 子 : BMAF の 32% / 第 3 子 : BMAF の 73% / 第 4 子以降 : 追加 1 人に対して BNAF の 41% がさら

				に追加
家族補足手当	3人以上の子どもの養育費補償	3歳以上21歳未満	あり	€161.2/月
家族援助手当	両親の片方又は双方からの援助がない子どもの養育費の補償	6歳未満	なし	片親を欠く場合：€87.14/月 両親を欠く場合：€116.18/月

<出生関連給付>

	概要・目的	対象年齢	所得制限	詳細
出産・養子手当	出産や20歳未満の養子に伴う費用の補償		あり	出産：€889.72 養子：€1,779.43
基礎手当	子どもの養育費の補償	3歳未満(養子は3年間20歳まで)	あり	€177.95/月
就業自由選択補足手当	子どもを育てるために全面的又は部分的に職業活動を停止することによって喪失した所得の補償	第1子は6か月、第2子以降は3歳未満	なし	全面的就業活動停止の場合、€374.17/月(基礎手当を受給していない場合は€552.11/月)
保育方法自由選択補足手当	認定保育ママ又は自宅保育者の雇用によって生じた費用の補償	6歳未満	なし	子どもの数、所得等により異なる

<特定目的給付>

	概要・目的	対象年齢	所得制限	詳細
特別教育手当	障害のある子どもの養育費の補償	20歳未満	なし	基礎額€124.54/月 障害の程度に応じて補足額あり
親つきそい日々手当	重病や障害のある子どもの看護のために保護者が休職又は労働時間を短縮することによって喪失した所得の補償	20歳未満	なし	親がカップル€41.17/日 親が単身€48.92/日

新学期手当	子どもの新学期に発生 する費用の補償	6 歳以上 18 歳未満	あり	6～10 歳 €280.76 11～14 歳 €296.22 15～18 歳 €306.51
住宅手当		21 歳未満	あり	子どもの数、所得等に より異なる

b) 多子家族に有利な税制

フランスの所得税においては、「家族合算分割課税」、一般に「N 分 N 乗方式」と呼ばれる課税方式がとられている。これは所得が低いほど、子どもの数が多いほど低い税率ですむことになる制度である。また住民税でも扶養家族数が考慮されている。

c) 保育への多様な選択肢

<0～2 歳>

・保育園

日本でいう一般的な保育園に相当。公立のものと私立のものがあるが、どちらも施設数が少なく、入所競争が激しい。

・認定保育ママ

県に認可された保育ママが自宅で最大 3 人の子どもを預かる。保育時間の融通が利き手続きが比較的簡単にすむという利点から利用者が多い。

・親保育園

子どもを持つ親たちによって組織され、乳幼児専門看護師などの専門家を所属させて保育施設として認定を受ける。約 20 名の子どもが預けられる。親自身も週に半日以上保育への参加が義務づけられる。

・一時託児所

子どもを時間単位で一時的に預けられる。親の一方が働いていないか、パートタイム労働である、つまり親の片方が家庭で保育できる場合に利用できるシステム

<3 歳～就学前>

・幼稚園

義務教育ではないが、ほぼ 100%の子どもが入学する。小学校に入学する前の準備機関として教育プログラムが組まれている。就学時間は 8 時ごろ～16 時ごろまでで水曜・日曜は休校で土曜は自由登校である。延長保育等に対応している幼稚園もある。

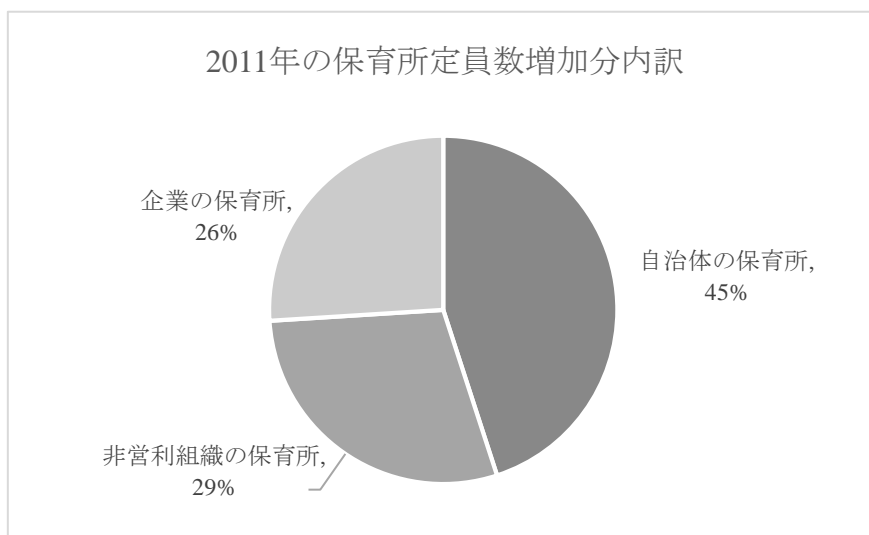
・保育ママ・託児所

0～2 歳の場合と同様。保育学校の就業時間外も含めて子どもを預けることができる。

***フランスの保育施設について**

フランスでは2004年から営利目的の保育所にも公立も保育所と同等の補助金を支給するようになったことで、ベンチャー企業が相次いで参入した。2011年の保育所定員増加分の約26%が企業によって設立された保育所によるもので、2017年までに四万人の定員の増加が見込まれており、新規の保育所設立の流れを牽引している。

また、企業が自社の社員のために保育所を作る場合も非常に手厚い補助があり、企業が負担する費用を運営費の2割程度に抑えることができるため、企業内保育所を社員向けの福利厚生として取り入れる会社も増加している。



d) 仕事と育児の両立

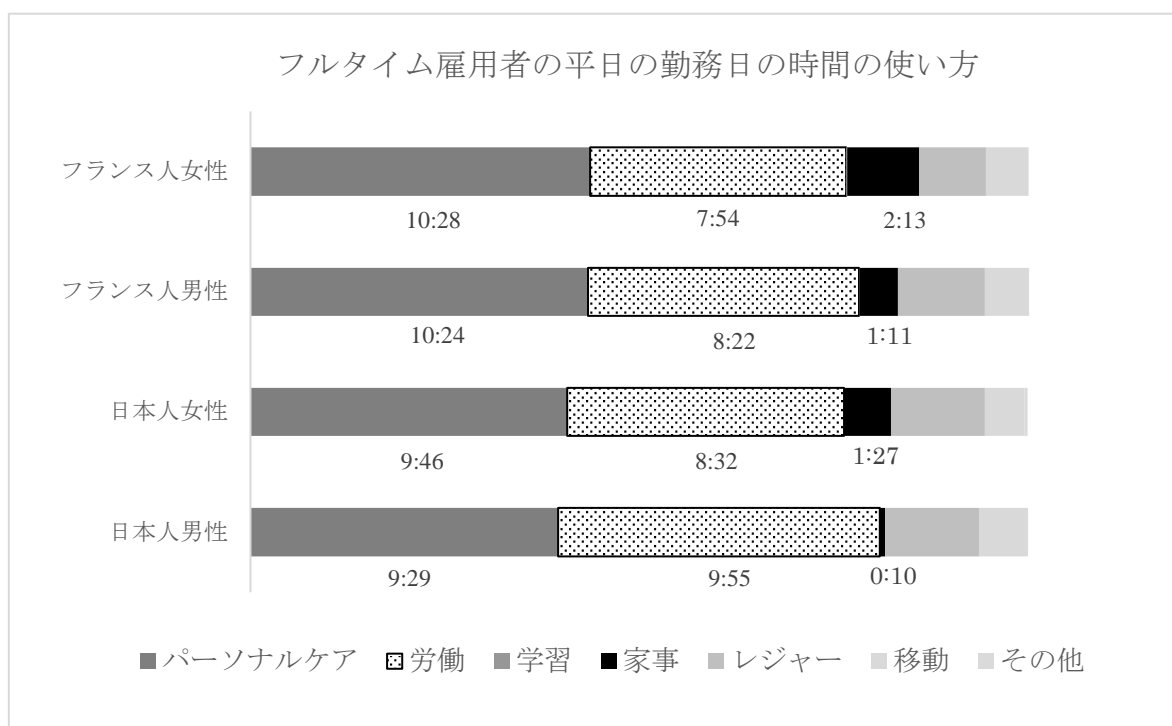
・ 育児休暇制度

	フランス	日本
休暇期間	子が満3歳まで(2014年、3人以上の子どもを持つ親は子どもが6歳になるまで取得できることとなった) 1年間の休業あるいは短時間勤務を2回まで更新可能	子が満1歳(両親ともに取得した場合、1歳2か月)まで、保育所に入所できない等の場合、1歳半まで延長可能
給付期間	第1子は最長6か月、第2子以降は3歳になる前の月まで	原則1歳(上記の要件に従う)まで
給付月額	€552.11(基礎手当を受給していない場合)、第3子以降で休業期間を1年間に短縮する場合は€789.54に割増し	育児休業開始前の賃金の50%

(2010年時点のもの、厚生労働省HPより)

フランスの方が期間や給付額などの面で日本より手厚いといえる。ここでも第2子、第3子と子どもの数が増えるほど受けられる恩恵も大きく、フランスの徹底した多子家族奨励の方針が感じられる。

3・ワークライフバランス



4

(東京海上日動リスクコンサルティング 『ワークライフバランス社会の実現と生産性 の関係に関する研究 (平成 22 年度) 報告書』より)

フランスでは労働時間の長短ではなく効率性を重視した評価の仕方が基本であり、上図のように男女ともに労働時間が日本より短い。フランスのフルタイム労働者は育児の有無に関わらず日本より家庭や自分のために使える時間が長く、仕事への負担をあまりかけずに育児の時間を確保しやすい状況であるといえるだろう。また、フランス人男性と日本人男性の家事にかかる時間の長さに注目すると、フランス人男性の方が 1 時間以上家事に時間を割いていることがわかる。フランス人男性の方が女性の家庭と仕事との両立の重要性について理解があることの表れともいえるのではないだろうか。

4 パーソナルケア…睡眠、食事、身の回りの用事などのこと
レジャー…はテレビや休養・くつろぎ、趣味・娯楽などのこと

政策提言

子育て支援

・保育園の企業による設立を促進

私立の保育園に対しても公立の保育園に同等の補助金を支給する。また、企業内保育所を設置した企業に対してもその運営費の一部を補助する。

→ベンチャー企業などの参入を促進する。保育園の市場が創出されればさらに企業の参入を見込むことができる。社員の福利厚生としての企業内保育所の存在は、その企業で働く女性が安心して結婚・出産することにつながる可能性がある。

・多子家族に有利な給付制度の導入

子どもの数が増えるほど親の金銭的負担は高まるので、子供の数が増えるほど子供 1 人に対する給付される額が増加していくような給付制度を導入する。日本の児童手当は 15 歳までとされているが、日本の 15 歳以上の人口のうち最終学歴が高卒以上である人の割合は 8 割以上であるので、支給対象年齢を 18 歳までつまり高校卒業までとする。また子供に関わる全ての手当てにおける所得制限を廃止する。

→金銭的負担を原因に 2 人目の子どもを諦めさせてしまうことを防ぐ。対象年齢を引き上げることで親の負担をより軽くし子どもを育てることへのハードルを低くする。所得制限を廃止することで、比較的金銭的余裕のある高所得者も子どもをより育てやすい環境を整える。

参照文献

厚生労働省「平成 25 年版厚生労働白書 ― 若者の意識を探る ―」（2016 年 10 月 20 日）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/backdata/>

長谷川秀樹現代フランス研究室（2016 年 10 月 20 日）

<http://www1.odn.ne.jp/cah02840/HASEGAWA/>

(財)自治体国際化協会 パリ事務所「CLAIR REPORT No.374 フランスの子育て支援 ― 家族政策を中心に―」（2016 年 10 月 20 日）<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/374.pdf>

参議院厚生労働委員会調査室「フランス及びドイツにおける家族政策～海外調査報告～」
（2016 年 11 月 3 日）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20101101003.pdf

参議院調査情報担当室「フランスにおける子育て支援」（2016 年 11 月 3 日）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h26pdf/201413102.pdf

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「調査研究成果 国別基礎情報 フランス」（2016 年 11 月 1 日）http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/france/index.html

内閣府「平成 17 年版少子化社会白書」（2016 年 11 月 1 日）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2005/17webhonpen/index.html>

内閣府「平成 22 年度少子化に関する国際意識調査報告書」（2016 年 11 月 1 日）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa22/kokusai/pdf_zentai/hyoushi_mokuji.pdf

東京海上日動リスクコンサルティング「ワークライフバランス社会の実現と生産性 の関係に関する研究（平成 22 年度） 報告書」（2016 年 11 月 1 日）

http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou054/hou54_01.pdf

佐藤清『フランス―経済・社会・文化の位相』（中央大学出版部 2005 年）

三浦信孝・西山教行『現代フランス社会を知るための第 62 章』（明石書店 2010 年）